

## プレスリリース（仮訳）

**監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が第7回 検査指摘事項調査の報告書を公表**

**2019年5月16日**

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワークに加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく7回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び、個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。

IFIAR メンバー当局によると、検査を行った個別監査業務のうち、少なくとも1つの指摘があったものは、2018年調査においては37%であった。これに対し2017年調査では40%、この割合を計測した初めての調査（2014年調査）では47%であった。こうした下落傾向に期待が持てる一方、繰り返し指摘される不備や指摘されている事項のレベルからは、高品質な監査を実施する上での一貫性の欠如や、継続的な改善に向けた重点的な取組を継続する必要性が示唆される。

調査結果は、監査法人の監査品質向上の進捗を厳密に測定するものではなく、今後の進展を考える際の唯一の要素でもない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っており、必ずしも、全ての監査事務所や、年間を通じた品質管理の要素、または全ての保証業務を代表するサンプルを選んではない。監査品質の総合的な評価には、検査の過程で特定・報告された監査不備の数値情報を超えた、様々な要素の検討が必要となる。

監査品質を向上させる責任は監査事務所にあるが、IFIAR は、様々な活動を通じ、一貫した高品質な監査の進展に対してグローバルに影響を及ぼそうと努めている。IFIAR は、監査事務所が継続的な改善のサイクルを回し続けることを促しているが、それは従来、そしてこれからも、IFIAR の GPPC との対話や IFIAR メンバー間での知見の共有における最優先事項であり続ける。

検査指摘事項に関する情報を充実させるため、2018年調査においては、検査結果の監査事務所への通知、被監査企業の監査委員会への共有、一般への公表の状況に係る情報を収集した。IFIAR メンバーが個別に実施している、検査以外の監査品質向上のための取組に関するデータも紹介している。45カ国の IFIAR メンバー当局が2018年調査に参加した。

### **検査指摘事項調査について**

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理システム及びシステム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場企業（PIEs）の監査について、IFIAR メンバー当局から提出された主要な検査結果をまとめたものである。

PIE 監査に対する検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表にも重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

### **IFIAR について**

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの55の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報は、IFIARウェブサイト（[www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)）を参照されたい。